

コーポレート・ガバナンス

■ コーポレート・ガバナンスの状況

企業統治の体制の概要等

当行は、監査役制度を採用しており、業務執行についての検討・決定機関として、取締役会および経営会議において、重要事項の協議・決定を行っております。

当行の「取締役会」は、取締役8名で構成され、経営の基本方針に基づく経営上重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。なお、取締役のうち、社外取締役2名が業務執行から独立した立場で加わることにより、取締役会の経営監督機能の強化を図っております。また、「経営会議」は、会長、頭取および常勤取締役で構成され、取締役会の決議した経営の基本方針に基づき、経営上の基本的な事項について協議しております。

さらに、経営管理体制の強化を図る観点から、外部有識者で構成する第三者機関として、取締役会に対して当行の経営方針や経営戦略等の客観的評価・助言を行う「経営諮問委員会」を設置しております。

当行におけるリスク管理体制の整備状況は、「統合的リスク管理方針」をはじめとするリスク管理規程体系を整備し、リスク管理の方針や管理方法を明確にしております。具体的には、信用・市場・流動性・オペレーショナル等の各リスク・カテゴリーごとの管理の主管部署を定め、リスクの規模・特性に見合ったリスク管理を行うとともに、統合的リスク管理部署が各リスクを統合的に管理し、リスクの把握およびコントロールを行っております。また、許容限度外のリスクを生み出さない、放置しないための組織として、「ALM委員会」を設置しております。「ALM委員会」は、資産・負債に内在するリスク量を把握、検討のうえ、適正な水準にコントロールするとともに、金利予測に基づいた資産・負債の総合管理を行うことにより、収益の拡大、戦略目標の策定等に資することを目的としております。

当行と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

■ コンプライアンス（法令等遵守）体制

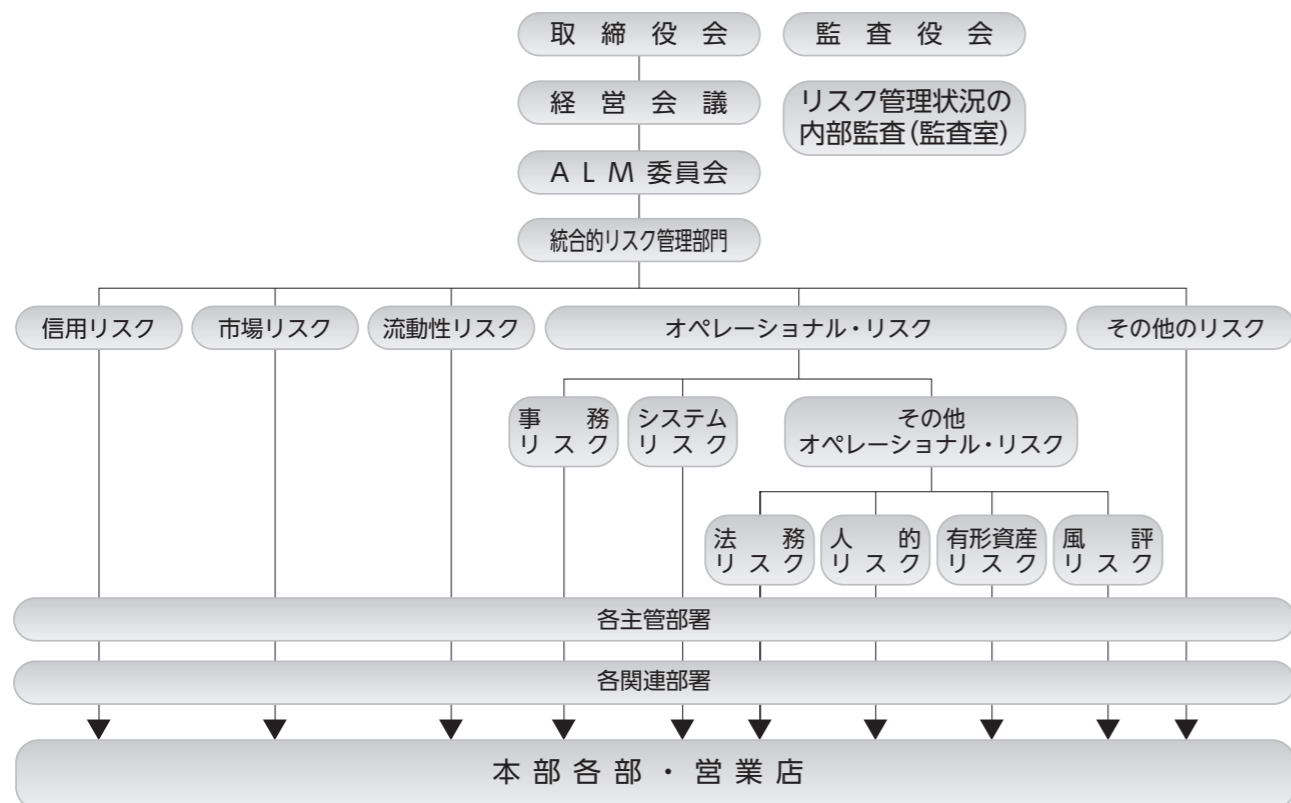
当行は、法令等遵守態勢の整備・確立は、業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つであり、当行の公共的使命や社会的責任を役職員が強く認識するとともに、高い倫理観を持って行動することが重要であり、役職員全員がコンプライアンス、すなわち法令や社会的規範の遵守に徹した企業風土を醸成していくことが必要であると考えております。

当行では、効果的なコンプライアンス体制を確立するため、コンプライアンス統括部を統括部署と定めるとともに、本部各部および全営業店の部店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス管理者に任命し、その役割を明確にしております。また、本部各部においてコンプライアンス態勢整備のため実践すべき項目をまとめた「コンプライアンスプログラム」を毎年策定しており、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において協議するとともに、進捗状況を定期的に取締役会へ報告しております。また、役職員の遵法意識を一層高めるため、コンプライアンスマニュアルを配付し、勉強会や研修等により徹底を図っております。

◆反社会的勢力への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。また、コンプライアンス統括部を反社会的勢力統括部署とし、警察等の外部専門機関と連携し、早期に適切な措置を講じるなど当該勢力の排除に向けた態勢を整備しております。

■ 統合的リスク管理態勢



◆統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当行では、「統合的リスク管理方針」に基づき、当行の直面するリスクを総体的に捉え、適切に管理し、業務の健全性および適切性を確保しております。

自己資本の充実度に関しては、当行が自ら晒されているリスクを統合的に把握し、保有するリスクと自己資本を比較し、そのリスクに照らして自己資本の十分性を評価しております。具体的には、自己資本(コア自己資本)の範囲内で、各リスク・カテゴリーに対して業務計画に基づいたリスク資本を配賦し、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスク量がその範囲内に収まるようにコントロールしております。

◆信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクをカントリー・リスクといいます。

当行では、「信用リスク管理方針」に基づき、信用リスクの顕在化により発生する損失を抑制するため、与信先の信用状態と与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理するとともに信用リスクを適正に把握し、適切な与信ポートフォリオ管理により、資産の健全性並びに収益性の維持向上を図っております。特に与信集中リスクを管理するため、「与信ポートフォリオ管理基準」に基づき大口与信集中リスク管理を行っております。

◆市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。主として金利リスク・為替リスク・価格変動リスクの3つのリスクをいいます。

当行では、「市場リスク管理方針」に基づき、市場取引方針を年度ごとに決定しており、ポジション枠等の設定など一定のリスクテイクを行いながら、安定的な収益をあげることを基本的スタンスとしております。また、業務の規模・特性およびリスクプロファイルに応じた、市場リスクの管理に必要な取り決め、当行の直面する市場リスクの洗い出し、市場リスク管理の管理対象とするすべてのリスクについての計測・分析、限度枠の遵守状況および使用状況のモニタリングを行っております。

◆流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当行では、「流動性リスク管理方針」に基づき、流動性リスク管理および資金繰り管理部署が資金繰りの逼迫度並びに市場流動性を管理するとともに、資金繰りに影響を及ぼすと思われる事項についての情報を収集分析することにより適切な対応を行っております。また、内部監査部署は、流動性リスク管理について監査すべき事項を適切に特定し、流動性リスクの管理状況の監査を行い、ALM委員会は資産・負債の状況を総合的に把握するとともに流動性リスク管理および資金繰り管理部署の管理手法等をモニタリングし、流動性リスクの総合的な分析・管理を行っております。具体的な資金繰り状況は平常時、懸念時、危機時に区分し、それぞれに応じた流動性リスクを総合的に管理し、迅速な対応を行うことにより資金繰りの安定を図ることとしております。

◆オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）および金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。

当行では、「オペレーショナル・リスク管理方針」に基づき、当行全体として総合的にオペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減することにより、総合的な管理を行っております。また、事務リスク・システムリスク・法務リスク等の各リスクの特性に応じて定性的手法、または定量的手法により、リスクの特定・評価を行い、定期的にモニタリングを行っております。

◆危機管理

当行では、地震等の大規模災害の発生などにより、業務が継続できなくなるリスクへ適切に対応するために「危機管理基本規程」を定めております。大規模災害の発生時においても早期に被害の復旧を図り、地域金融機関としての機能を維持するために、優先して継続する重要業務等に関する事項を取り決めた「業務継続計画(BCP)」を策定するなど、適切な危機管理態勢の構築に努めております。

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）ほか

■ プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当行では、お客様の個人情報の保護の重要性を認識し、次のように「プライバシーポリシー」を定め、取り組んでおります。

1. 個人情報の収集・利用・提供
お客様の個人情報は、利用目的の範囲内で収集し、当該利用目的以外には利用いたしません。また、お客様の個人情報は、適切な方法で管理し、特別の事情がないかぎり、お客様のご承諾なく第三者に開示・提供いたしません。
2. 個人情報の適正管理
お客様の個人情報は、紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセス等が生じないよう万全のセキュリティ対策を講じ、適正に管理いたします。
3. 個人情報に係る法令等の遵守
個人情報保護法などの法令・金融庁ガイドラインその他の規範を遵守し、お客様の個人情報を取扱いいたします。
4. 個人情報の委託
お客様の個人情報に関する取扱を外部に委託する場合は、適正な取扱を確保するための契約の締結や実施状況の点検等を実施いたします。
5. 個人情報の開示・訂正・削除等
お客様の個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止等をご希望される場合は、状況等お伺いした上で、必要なお手続をご案内させていただきます。
6. 個人情報保護体制の見直し・改善
お客様の個人情報の取扱が適正に行われるよう、役職員への教育を徹底すると共に、個人情報保護体制について、定期的に見直し・改善を実施いたします。
7. 本件に関するお問合せ
本件に関するお問合せ先は下記のとおりです。
〒910-0018 福井市田原1-5-1
株式会社 福邦銀行 顧客サービスセンター
☎0120-298-294
当行は、下記認定個人情報保護団体の会員です。下記団体では、会員の個人情報の取扱についての苦情・相談をお受けしています。
《銀行業務等》全国銀行個人情報保護協議会（<http://www.abpdpc.gr.jp/>）
【苦情・相談窓口】TEL (03) 5222-1700 またはお近くの銀行とひき相談所
《証券業務》日本証券業協会 個人情報相談室（<http://www.jsda.or.jp/>）
【苦情・相談窓口】TEL (03) 3667-8427

■ 個人番号および特定個人情報に関する基本方針

当行では、「お客様の個人番号」および「個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）」の取扱いに関し、関係法令の遵守、個人番号の利用目的、安全管理措置等について基本方針を定め、当行のホームページで公表しております。

■ 利益相反管理方針

当行および当行のグループ会社とお客様の間並びに当行および当行のグループ会社のお客様相互間における「利益相反のおそれのある取引」について、お客様の利益が不当に害されることのないよう適正に業務を遂行するため、「利益相反管理に関する事項」を定め、その管理方針の概要を当行ホームページで公表しております。

■ 当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会
【連絡先】全国銀行協会相談室 TEL 0570-017109 または (03) 5252-3772

関係会社の状況・沿革

■ 関係会社の状況

事業の内容（平成30年3月31日現在）

当行グループ（当行および当行の関係会社）は、当行、連結子会社1社で構成し、銀行業務を中心に運営され、さらに信用保証業務等のサービス提供を行っております。当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

銀行業務

預金、貸出、商品有価証券売買、有価証券投資、内国為替、外国為替、社債受託および登録、附帯業務（代理業務、保護預り、債務の保証、金の売買、公共債の引受、国債等公共債の窓口販売、証券投資信託の窓口販売、損害保険の窓口販売、生命保険の窓口販売）を行っております。

信用保証業務

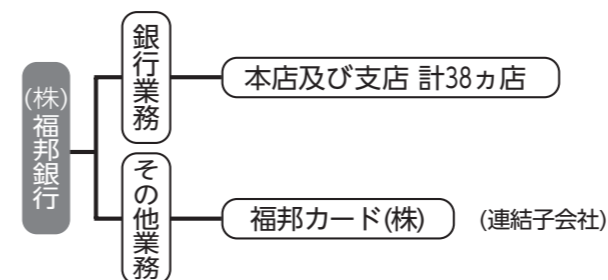
主に、当行の消費者ローンの保証を行っております。
【主な関係会社】福邦カード株式会社

クレジットカード業務

会員に対する与信業務及び加盟店に対する売上代金の計算及び集金の代行業務を行っております。
【主な関係会社】福邦カード株式会社

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図（平成30年3月31日現在）



(連結子会社)

福邦カード株式会社

〒910-0859
福井市日の出4丁目11番13号
TEL (0776) 27-7772
URL <http://www.fukuhocard.co.jp>
設立＝平成2年5月31日 資本金＝30百万円
事業内容＝クレジットカード業務および信用保証業務
当行が所有する議決権所有割合＝100.0%
当行の子会社等が所有する議決権割合＝0%

■ 沿革

- | | |
|------------|--|
| 昭和 18年 11月 | 福井無尽株式会社、武生無尽株式会社、越前無尽株式会社が合併し、若越無尽株式会社設立。 |
| 26年 10月 | 相互銀行法の施行に伴い、株式会社福井相互銀行に商号変更。 |
| 57年 10月 | 金地金の売買業務を開始。 |
| 58年 4月 | 国債の窓口販売業務を開始。 |
| 60年 10月 | 相互ファイナンス株式会社設立。 |
| 61年 10月 | 外国為替業務の取扱開始。 |
| 62年 6月 | 商品有価証券売買業務を開始。 |
| 63年 4月 | 増資を行い、資本金7億6千5百万円となる。 |
| 63年 4月 | 福邦ビジネスサービス株式会社設立。 |
| 63年 10月 | 公募による増資を行い資本金10億6千5百万円となる。 |
| 平成 元年 4月 | 普通銀行に転換し、株式会社福邦銀行に商号変更。 |
| 2年 5月 | 福邦カード株式会社設立。 |
| 3年 4月 | 増資を行い資本金15億1百万円となる。 |
| 4年 7月 | 担保付社債信託業務を開始。 |
| 4年 12月 | 社債等登録機関の指定を受け、事務取扱開始。 |
| 6年 4月 | 信託代理店業務の事務取扱開始。 |
| 7年 2月 | 第三次オンラインシステムの稼働開始。 |
| 7年 4月 | 第三者割当による増資を行い資本金22億円となる。 |
| 9年 1月 | 社内情報通信システムの稼働開始。 |
| 10年 3月 | 京都共栄銀行との営業の一部譲受けに関する契約の締結。 |
| 11年 1月 | 郵政省（現ゆうちょ銀行）との提携により現金自動支払機の相互利用を開始。 |
| 12年 3月 | 第三者割当による増資を行い資本金43億円となる。 |
| 12年 4月 | 福邦オフィスサービス株式会社設立。 |
| 12年 10月 | 証券投資信託の窓口販売業務を開始。 |
| 13年 4月 | 損害保険の窓口販売業務を開始。 |
| 13年 9月 | 春江信用組合との事業譲受けに関する契約の締結。 |
| 14年 10月 | 生命保険の窓口販売業務を開始。 |
| 15年 3月 | 相互ファイナンス株式会社の事業を福邦カード株式会社等が承継し、同社清算。 |
| 16年 5月 | 富山第一銀行小松支店の営業の一部譲受けに関する契約の締結。 |
| 19年 8月 | 株式会社セブン銀行との提携により現金自動支払機の相互利用を開始。 |
| 21年 3月 | 第三者割当による優先株式を発行し、資本金73億円となる。 |
| 24年 3月 | 福邦ビジネスサービス株式会社と福邦オフィスサービス株式会社を清算。 |
| 25年 4月 | 福邦カード株式会社に担保ローン保証事業の一部を吸収分割。 |
| 28年 7月 | 株式会社NTTデータと次期勘定系システムに関する基本契約書締結 |

店舗一覧

店舗38カ店

(平成30年7月現在)

■ 店舗一覧

福井市（13カ店）

店番	店名	郵便番号	住所	電話番号	機種	稼働日
002	本店営業部	910-0023	福井市順化1-6-9	(0776) 21-2500	視通 ATM	○
007	フェニックス通り支店	910-0018	福井市田原1-5-2	(0776) 21-2830	視通 ATM	○
008	日の出支店	910-0859	福井市日之出4-11-13	(0776) 26-2400	視通 ATM	○
009	新田塚支店	910-0064	福井市新田塚町605	(0776) 23-4011	視通 ATM	○
010	若杉支店	918-8056	福井市若杉浜3-202	(0776) 35-0700	視通 ATM	○
020	堀の宮支店	910-0017	福井市文京6-16-32	(0776) 21-5700	視通 ATM	○
030	成和支店	910-0854	福井市御幸4-20-1	(0776) 21-6360	視通 ATM	○
040	高木支店	910-0804	福井市高木中央2-515	(0776) 53-3500	視通 ATM	○
050	森田支店	910-0157	福井市八重巻東町7-14-7	(0776) 56-3170	視通 ATM	○
060	社支店	918-8026	福井市洲3-1018	(0776) 34-2190	視通 ATM	○
070	花堂支店	918-8014	福井市花堂中1-14-17	(0776) 34-2870	視通 ATM	○
071	開発支店	910-0842	福井市開発2-107-1	(0776) 53-6600	視通 ATM	○
074	春日支店	918-8105	福井市木田2-1211	(0776) 36-8480	視通 ATM	○

嶺北（福井市外）（13カ店）

110	春江支店	919-0431	坂井市春江町为国第21-3-9	(0776) 51-0089	視通 ATM	○
120	三国支店	913-0046	坂井市三国町北本町4-3-14	(0776) 81-3141	視通 ATM	—
130	金津支店	919-0621	あわら市市姫2-25-22	(0776) 73-0222	視通 ATM	○
140	丸岡支店	910-0236	坂井市丸岡町本町2-13	(0776) 66-2010	視通 ATM	○
150	松岡支店	910-1133	吉田郡永平寺町松岡春日1-31-2	(0776) 61-0063	視通 ATM	○
160	勝山支店	911-0804	勝山市元町1-18-11	(0779) 88-1576	視通 ATM	○
170	大野支店	912-0081	大野市元町8-13	(0779) 66-3650	視通 ATM	○
210	鯖江支店	916-0042	鯖江市新横江1-6-16	(0778) 51-2870	視通 ATM	○
211	神明支店	916-0021	鯖江市三六町1-5-16	(0778) 52-6500	視通 ATM	○
220	今立支店	915-0242	越前市栗田部町15-34-3	(0778) 42-2030	視通 ATM	○
230	武生支店	915-0068	越前市天王町3-33	(0778) 24-3210	視通 ATM	○
232	村国支店	915-0083	越前市押田2-1-7	(0778) 23-9290	視通 ATM	○
240	越前支店	916-0421	丹生郡越前町道口9-34-5	(0778) 37-1022	視通 ATM	—

嶺南（6カ店）

310	敦賀支店	914-0054	敦賀市白銀町10-22	(0770) 22-5522	視通 ATM	○
320	美浜支店	919-1141	三方郡美浜町郷市13-6-1	(0770) 32-1137	視通 ATM	○
330	三方支店	919-1303	三方上中郡若狭町三方40-11-1	(0770) 45-0078	視通 ATM	—
340	上中支店	919-1542	三方上中郡若狭町井ノ口36-28-1	(0770) 62-0031	視通 ATM	○
350	小浜支店	917-0072	小浜市千種1-2-1	(0770) 52-2910	視通 ATM	○
360	高浜支店	919-2229	大飯郡高浜町三明2-47	(0770) 72-1311	視通 ATM	○

石川県（2カ店）

410	小松支店	923-0926	小松市電助町32	(0761) 22-7373	視通 ATM	祝
420	金沢支店	920-0025	金沢市駅西本町1-14-21	(076) 262-0266	視通 ATM	祝

京都府（3カ店）

510	舞鶴支店	624-0841	舞鶴市宇引土小字両官田295-13	(0773) 75-1290	視通 ATM	祝
520	東舞鶴支店	625-0036	舞鶴市字浜792	(0773) 62-4603	視通 ATM	祝
530	京都支店	604-0847	京都市中京区烏丸通押小路 上ル秋野々町535 日土地京都ビル内	(075) 231-6171	視通 ATM	—

大阪府（1カ店）

610	大阪支店	530-0043	大阪市北区天満2-5-10 天満橋ビル内4F	(06) 6352-5051		
-----	------	----------	---------------------------	----------------	--	--

☒ 視覚機能対応ATM ☒ 通帳繰越機能

■ そのほか

ゆめプラザ

施設名	郵便番号	住所	電話番号
ゆめプラザ	910-0018	福井市田原1-5-2	☎ 0120-683-294

<説明>

ATM：お引出し・ご入金・お振込み・お振替・ご照会・通帳記入・暗証番号変更・通帳繰越

○：365日稼働
祝：土曜日・日曜日・祝日稼働
—：平日のみ稼働

主要な業務内容・役員

■ 主要な業務内容

預金業務

◎預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取扱っております。

◎譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

貸出業務

◎貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

◎手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

商品有価証券売買業務

公共債の売買業務を行っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、振込及び代金取立等を取扱っております。

外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

社債受託及び登録業務

担保付社債信託法による社債の受託業務、公社債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。

附帯業務

◎代理業務

◎保護預り

◎債務の保証（支払承諾）

◎金の売買

◎公共債の引受

◎国債等公共債及び投資信託の窓口販売

◎損害保険の窓口販売

◎生命保険の窓口販売

■ 役員（平成30年7月1日現在）

取締役会長	三田村 俊文	取締役（非常勤）	神澤 重明
取締役頭取（代表取締役）	渡邊 健雄	取締役（非常勤）	丹尾 正己
取締役（企画部長）	南出 暁弥	常勤監査役	酒井 英一
取締役（総務部長）	小林 郁夫	監査役（非常勤）	上野 嘉蔵
取締役（事務部付部長）	中村 毅	監査役（非常勤）	森口 功一
取締役	三田村 謙		

執行役員（営業統括部長） 小林 茂樹

(注) 1. 取締役神澤重明および取締役丹尾正己の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役上野嘉蔵および監査役森口功一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

お知らせ

○ インターネットバンキングのセキュリティ対策強化

ホームページやインターネットバンキングをより安全にご利用いただくため、フィッシング詐欺やMITB（マン・イン・ザ・ブラウザ）攻撃対策機能を持つ不正送金対策ソフト「PhishWall（フィッシュウォール）プレミアム」を導入しており、無料でご利用になれます。

個人のお客様・・・ワンタイムパスワード・メール通知パスワードといった1回限り有効なパスワードを採用しており、ログインや振込取引時に高いセキュリティを確保しています。

法人のお客様・・・当行が発行する電子証明書を利用することで、『なりすまし』等の不正利用防止が図れるとともに、1回限り有効なメール通知パスワードを利用することで、更なるセキュリティを確保しています。

お問い合わせ【インターネットバンキングヘルプデスク】 ☎ 0120-898-294

受付時間： 平日 9：00～21：00（銀行窓口休業日を除きます）

○ 「特殊詐欺」を未然防止するための取組み強化

全国的に多発している振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を未然に防止するため、お客様が多額の現金払戻しやお振込みを希望される場合、「自己宛小切手(預金小切手)」のご利用をお勧めする場合がございます。当行では、地域金融機関として福井県警察本部、関係各機関と厳密な連携を図り、お客様の大切な財産をお守りするため、特殊詐欺被害の未然防止に努めてまいります。

※自己宛小切手とは・・・銀行が支払人として振出す小切手のことで、受取人が直接に現金の受領することはできず、ご指定の口座に入金となるよう取立依頼をされる必要があります。このため、誰に支払われたかが明確になり被害防止の効果が期待できます。

○ 「振り込め詐欺救済法」に伴う相談窓口

当行では、「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当行の口座に振り込まれた方から、被害回復分配金の支払い等についてのお問い合わせをお受けしています。

※振り込め詐欺救済法とは・・・被害者救済の観点から、振り込め詐欺等の犯罪行為により、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を、被害に遭った方に分配することを目的にしています。

○ 「偽造・盗難キャッシュカード被害」に対する補償

「預金者保護法(偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律)」の施行に伴い、偽造・盗難キャッシュカード等を用いたATMからの不正な預貯金払戻し被害に対し、原則として補償を行っております。

お問い合わせ【顧客サービスセンター】 ☎ 0120-298-294

受付時間： 平日 9：00～17：00（銀行窓口休業日を除きます）